

平成 2 1 年度市民税・県民税について

住民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）が始まります。

この制度は納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

年金特別徴収制度のQ & A

Q 1 対象者となる人は？

A 4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち、前年中の公的年金等に係る住民税の納税義務のある方が対象です。ただし、次の方は対象になりません。

- 介護保険料が年金から引き落としされていない方
- 引き落としされる税額が公的年金等の年額を超える方
- 公的年金等の年額が18万円未満の方

Q 2 引き落としされる住民税額は？

A 公的年金等の所得金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、普通徴収（納付書又は口座振替）で納めていただくことになります。

Q 3 対象となる年金の種類は？

A 老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金等です。障害年金、遺族年金などの非課税の年金からは引き落としされません。

Q 4 いつから引き落としが始まるのですか？

A 平成21年10月に支払われる年金から始まります。なお、平成21年度は特別徴収開始年度になりますので、6月、8月の2期分は普通徴収となり、10月から引き落としが始まります。

例えば、年金に係る年税額が24,000円の場合・・・

特別徴収開始年度（平成21年度）

徴収の方法	普通徴収（自分で納付）		特別徴収（年金からの引き落とし）		
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	年額の4分の1	年額の4分の1	年額の6分の1	年額の6分の1	年額の6分の1
	6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円

平成22年度（年税額が27,000円の場合）

徴収の方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度2月と同じ額			年税額から仮徴収額を差し引いた額の3分の1		
	4,000円	4,000円	4,000円	5,000円	5,000円	5,000円

引き続き裏面もご覧ください

年金からの引き落とし対象者で、年金に係る税額が24,000円、不動産所得に係る税額が8,000円、年税額32,000円の場合の期別税額は下の表のとおりとなります。

徴収の方法	普通徴収（自分で納付）		年金からの引き落とし		
	6月	8月	10月	12月	2月
年金(24,000円)	6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円
徴収の方法	普通徴収（自分で納付）				
	6月	8月	10月	12月	
不動産(8,000円)	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	

普通徴収の期別税額について、不動産所得に係る税額は通常どおり4回で期割をし、年金所得に係る税額については2分の1が6月、8月に普通徴収となるため、合計の普通徴収の期別税額は下の表のとおりとなります。

徴収の方法	普通徴収			
徴収月	6月	8月	10月	12月
期別税額	8,000円	8,000円	2,000円	2,000円

Q5 給与からの引き落としと年金からの引き落としがある場合は？

A 給与からは、基本的に給与所得から計算した税額が引き落としされます。年金からは、年金の所得から計算した税額が引き落としされます。

ただし、均等割は、給与からの引き落とし 年金からの引き落とし 普通徴収の順番で納めていただきますので、給与所得のみで計算すると、非課税となる場合でも、年金所得から計算すると課税となる場合は、給与から均等割が引き落としされます。

年金からの引き落としが始まることで、今まで公的年金等に係る税額を給与から引き落とししていただいていた方について、公的年金等に係る税額が引き落としできなくなりました。対象の方は、年金に係る税額を年金からの引き落とし又は普通徴収で納めていただきます。

納税の利便性の向上と事務の効率化を図るための制度改正です。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

その他の改正点

住民税における寄付金税制が抜本的に拡充されました。

地方公共団体に対する寄付金控除が拡充されました。（ふるさと納税）

寄付金控除の上限額が引き上げられるとともに、適用下限額が引き下げられました。

- ・ 上限額 総所得金額等の25% 総所得金額等の30%
- ・ 適用下限額 10万円 5千円

控除方式がこれまでの所得控除から税額控除に改められました。

寄付の対象は、いずれの都道府県・市区町村に対する寄付金でも控除の対象になります。

都道府県・市区町村に対する寄付金は、寄付金額から5千円を引いた残りの金額について、住民税所得割の1割程度を限度として所得税と合わせて控除されます。詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 備前市役所 税務課 市民税係（0869-64-1815）